

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年10月17日

【発行者の名称】 フィンランド地方金融公社  
(Municipality Finance Plc)

【代表者の役職氏名】 Hannu-Pekka Ylimommo  
Legal Counsel  
(法律顧問)

Karoliina Kajova  
Manager, Funding  
(資金調達部マネージャー)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1025

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年9月26日付をもって提出した有価証券届出書(平成30年9月28日付および平成30年10月15日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み)の記載事項のうち、券面総額、売出価格の総額、利率、利息額、計算代理人およびその他未定事項が決定いたしましたので、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第2 売出債券に関する基本事項

- 1 売出要項
- 2 利息支払の方法

## 3【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

### 第一部【証券情報】

#### 第2【売出債券に関する基本事項】

##### 1【売出要項】

<訂正前>

(前略)

売出債券の名称	フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2023年10月10日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動3段デジタルクーポン 米ドル建債券 (以下「本債券」という。)(注1)		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	5,000万米ドル(予定)(注2)
各債券の金額	10,000米ドル(注3)	売出価格	額面金額の100.00%

売出価格の総額	5,000万米ドル(予定) (注2)	利率	<p>評価価格により以下のとおり変動する。</p> <p>(イ) すべての対象株価指数の評価価格がそれぞれのトリガー価格以上の場合 年16.00%(以下「ハイクーポン」という。)</p> <p>(ロ) いずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれのトリガー価格未満であり、かつすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれの基準価格以上の場合 年(未定)%(年2.50%以上年10.00%以下を仮条件とする。)(以下「ミドルクーポン」という。)</p> <p>(ハ) いずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれの基準価格未満の場合 年0.10%(以下「ロークーポン」という。)</p> <p>(注2)(注4)</p>
償還期限	2023年10月10日(注5)	売出期間	2018年10月19日から 2018年10月25日まで(注6)
受渡期日	2018年10月26日(注6)		
申込取扱場所	売出人および登録金融機関(以下に定義される。)各々の日本における本店および各支店 (注8)		

(注1) 本債券は発行者の債券発行プログラム(Programme for the Issuance of Debt Instruments)(以下「債券発行プログラム」という。)に基づき2018年10月25日(以下「発行日」という。)(注6)に発行される。本債券はいかなる取引所にも上場されない。

(注2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額および売出価格の総額は5,000万米ドル(予定)である。本債券の券面総額および売出価格の総額は、上記仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案した上で決定される。したがって、最終的な券面総額および売出価格の総額は、需要状況次第で、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。  
本債券に関する予定および未定の発行条件は、2018年10月17日までに調印される予定の最終条件書により決定される予定である。

(注3) 期限前償還されない場合、本債券は、観察期間中の対象株価指数の動きにより、額面金額の100%または額面金額×ワーストパフォーマンス指数の最終評価価格÷ワーストパフォーマンス指数の当初価格により計算される米ドル額により償還される。下記「3 償還の方法 (1) 満期における償還」を参照のこと。本注3において使用される用語は「2 利息支払の方法」および「3 償還の方法」において定義されている。

(注4) 本債券の付利は、2018年10月26日(当日を含む。)から開始する。なお、上記未定の利率は、仮条件の範囲外となることがある。「利率」において使用される用語は「2 利息支払の方法」において定義される。

(注5) 本債券は、各期限前償還判定日の対象株価指数終値により、該当する期限前償還日に額面金額により償還されることがある。下記「3 償還の方法 (2) 期限前償還」を参照のこと。なお、その他の期限前償還については下記「3 償還の方法 対象株価指数の廃止/計算方法の変更」および「3 償還の方法 (3) 税制変更による期限前償還」を参照のこと。本注5において使用される用語は「3 償還の方法」において定義される。

(注6) 発行者の格付の変更や金融市場の重大な変動等またはその他一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(注7) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

(中略)

(注8) 売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関(以下「登録金融機関」という。)に、本債券の売出しの取扱いの一部を委託している場合がある。

(中略)

(注9) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

売出債券の名称	フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2023年10月10日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動3段デジタルクーポン ミドル建債券 (以下「本債券」という。)(注1)		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	21,310,000米ドル(注2)
各債券の金額	10,000米ドル(注3)	売出価格	額面金額の100.00%
売出価格の総額	21,310,000米ドル (注2)	利率	評価価格により以下のとおり変動する。  (イ) すべての対象株価指数の評価価格がそれぞれのトリガー価格以上の場合 年16.00%(以下「ハイクーポン」という。)  (ロ) いずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれのトリガー価格未満であり、かつすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれの基準価格以上の場合 年5.42%(以下「ミドルクーポン」という。)  (ハ) いずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれの基準価格未満の場合 年0.10%(以下「ロークーポン」という。)  (注4)
償還期限	2023年10月10日(注5)	売出期間	2018年10月19日から 2018年10月25日まで
受渡期日	2018年10月26日		
申込取扱場所	売出人および登録金融機関(以下に定義される。)各々の日本における本店および各支店 (注7)		

(注1) 本債券は発行者の債券発行プログラム(Programme for the Issuance of Debt Instruments)(以下「債券発行プログラム」という。)に基づき2018年10月25日(以下「発行日」という。)に発行される。本債券はいかなる取引所にも上場されない。

- (注2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額および売出価格の総額は21,310,000米ドルである。
- (注3) 期限前償還されない場合、本債券は、観察期間中の対象株価指数の動きにより、額面金額の100%または額面金額×ワーストパフォーマンス指数の最終評価価格÷ワーストパフォーマンス指数の当初価格により計算される米ドル額により償還される。下記「3 償還の方法 (1) 満期における償還」を参照のこと。本注3において使用される用語は「2 利息支払の方法」および「3 償還の方法」において定義されている。
- (注4) 本債券の付利は、2018年10月26日(当日を含む。)から開始する。「利率」において使用される用語は「2 利息支払の方法」において定義される。
- (注5) 本債券は、各期限前償還判定日の対象株価指数終値により、該当する期限前償還日に額面金額により償還されることがある。下記「3 償還の方法 (2) 期限前償還」を参照のこと。なお、その他の期限前償還については下記「3 償還の方法 対象株価指数の廃止/計算方法の変更」および「3 償還の方法 (3) 税制変更による期限前償還」を参照のこと。本注5において使用される用語は「3 償還の方法」において定義される。
- (注6) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

(中 略)

- (注7) 売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関(以下「登録金融機関」という。)に、本債券の売出しの取扱いの一部を委託している場合がある。

(中 略)

- (注8) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(後 略)

## 2【利息支払の方法】

<訂正前>

(前 略)

### 適用利率の決定

各利息期間に適用される利率および各利払日に支払われる額面金額10,000米ドルの各本債券につき支払われる利息額(1米セント未満を四捨五入する。)は、計算代理人(以下に定義される。)により以下に従って決定される。

(中 略)

- ( ) 関連する評価日におけるいずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれのトリガー価格を下回り、かつすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれの基準価格(以下に定義される。)と等しいかそれを上回る場合、当該利払日(当日を含まない。)に終了する利息期間に適用される利率は、年(未定)%とし、当該利払日に額面金額10,000米ドルの各本債券につき、(未定)米ドル(ただし、2019年1月10日の利払日については(未定)米ドル)が支払われる。

(中 略)

「計算代理人」とは、(未定)をいう。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

#### 適用利率の決定

各利息期間に適用される利率および各利払日に支払われる額面金額10,000米ドルの各本債券につき支払われる利息額(1米セント未満を四捨五入する。)は、計算代理人(以下に定義される。)により以下に従って決定される。

(中 略)

- ( ) 関連する評価日におけるいずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれのトリガー価格を下回り、かつすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれの基準価格(以下に定義される。)と等しいかそれを上回る場合、当該利払日(当日を含まない。)に終了する利息期間に適用される利率は、年5.42%とし、当該利払日に額面金額10,000米ドルの各本債券につき、135.50米ドル(ただし、2019年1月10日の利払日については111.41米ドル)が支払われる。

(中 略)

「計算代理人」とは、

M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシーをいう。

(後 略)